

今月の報告

西条市使用料等審議会が水道料金の改正を答申

市庁舎本館 2 階 水道業務課水道総務係 TEL0897-52-1352

当市は、平成26年11月25日に学識経験者や水道使用者12名の委員で構成された西条市使用料等審議会に対し、水道料金等の改正について諮問を行いました。

その後、同審議会は3度にわたり開催され、慎重に協議した結果、1月26日に当市に対して答申書が提出されました。

今後は、この答申内容に基づき、水道料金等の改正に向けて取り組んでまいります。

星加隆夫会長（中央）、神野廣美委員（左）による答申書の提出



■主な答申内容

- ①西条地区については、約10パーセント程度の料金値上げとし、段階的に赤字解消を図ること。また、料金計算時の端数処理において10円未満切り捨てを廃止し、他地区との均衡を図ること。
- ②東予地区については、約5パーセント程度の料金値上げとし、赤字解消を図ること。
- ③丹原地区および小松地区については、約5パーセント程度の料金値下げとし、地区間における料金格差の縮小を図ること。
- ④4地区で異なっている水道メーターの使用料については、統一を図ること。

「ゾーン30」が始まりました！

神拝地区

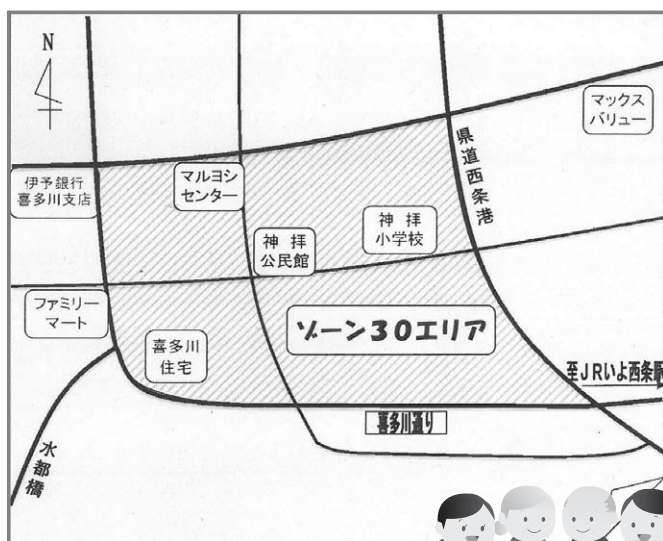
ゾーン30とは

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保するために、区域（ゾーン）を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施し、そのほかの安全対策を組み合わせ、ゾーン内の速度抑制や抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策です。

今回設置された区域（ゾーン）

西条市神拝地区ゾーン30

西条警察署は平成26年10月から、神拝小学校、喜多川住宅などを含めた神拝地区の区域（右図網掛けゾーン）に設置しました。



みんなで気をつけましょう!!



■問合せ 西条警察署 交通課 TEL0897-56-0110